

2026年（令和8年）1月5日

高齢者福祉施設の施設長・管理者様

福山市長枝広直幹
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)
(公印省略)

物価高騰に伴う介護サービス事業所等への応援金の支給について（通知）

平素より、本市の高齢者福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申しあげます。
また、日頃より介護サービスの提供に御尽力いただき感謝申しあげます。
さて、物価高騰の影響により、介護サービス事業所等においては、事業所運営に一層苦慮されていることと存じます。
このような状況に鑑み、本市では「光熱費・燃料費の高騰に対する支援」を行います。
つきましては、介護サービス事業所等からの支給申請書又は受給辞退届出書の受付期間を次のとおり設けましたので、お知らせします。

◎支給申請書又は受給辞退届出書の受付期間

2026年（令和8年）1月5日（月）から同年1月30日（金）までの間

（注意）

- 支給申請書は、2025年（令和7年）3月に支給を受けた金融機関口座に変更がない場合、「提出不要」です。

※支給決定通知を2月中旬に郵送する予定ですので、内容を御確認ください。

詳細は、別紙の「物価高騰に伴う介護サービス事業所等への応援金の支給について」を御確認ください。

【問合せ先】

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部

介護保険課 サービス基盤担当

T E L : 084-928-1281

メール : kaigo@city.fukuyama.hiroshima.jp

物価高騰に伴う介護サービス事業所等への応援金の支給について

1 事業の目的について

光熱費、燃料費の高騰により、事業所運営に影響を受けている介護サービス事業所・施設を応援するための給付金を「応援金」という形で支給し、物価高騰等で事業運営に苦慮している介護サービス事業所・施設を支援するものです。

2 対象の事業所・施設について

次のいずれの要件も満たしている介護サービス事業所・施設を支給対象とします。

- (1) 当該施設が、福山市内に所在していること。
- (2) 2026年（令和8年）1月1日現在（支給基準日）、介護サービス等の提供を行っていること。

3 区分ごとの支給額について

光熱費及び燃料費の高騰に対する応援金

区分	施設・サービス種別	支給額
施設系 サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	定員が60人以上の事業所・施設 <u>20万円</u> 定員が60人未満の事業所・施設 <u>15万円</u>
居住系等 サービス	短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	定員が30人以上の事業所・施設 <u>15万円</u> 定員が30人未満の事業所・施設 <u>10万円</u>
通所系 サービス	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	定員が30人以上の事業所・施設 <u>10万円</u> 定員が30人未満の事業所・施設 <u>5万円</u>
訪問系等 サービス	介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、訪問リハビリテーション事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と重複しない事業所に限る。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1所につき <u>2万円</u>

4 支給申請書又は受給辞退届出書の提出が必要な事業所等について

2025年（令和7年）3月の応援金において支給を辞退した介護サービス事業所等、同年1月2日以降に新規指定又は再開した介護サービス事業所等	支給申請書の提出が必要
2025年（令和7年）3月に応援金の支給を受けた事業所等で、金融機関口座に変更がある場合	支給申請書の提出が必要
2026年（令和8年）1月1日（支給基準日）時点で介護サービス等の提供を行っていない、又は支給を辞退する介護サービス事業所等	受給辞退届出書の提出が必要

※2026年（令和8年）1月1日時点で休止中の介護サービス事業所等については、市で予め支給対象外としているため、受給辞退届出書の提出は不要です。

5 申請等の方法及び必要な書類について

〔申請等の方法〕

福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課へ、電子メールで申請してください。（メールでの申請が難しい場合は、郵送也可）

※ファックスでの受付は行いません。

（注意1）メールの件名タイトルは、【物価高騰に伴う給付金】介護サービス事業所等応援金の支給申請について（〇〇〇〇）と入力してください。

※（〇〇〇〇）は、事業所・施設名を入力してください。

（注意2）サービス種別ごとに申請してください。

- 福山市ホームページ>介護保険課>介護事業者向け支援策>「2 福山市介護サービス事業所等への応援金及び支援金の支給について」へ、支給申請等に関する情報を掲載しています。

「2 福山市介護サービス事業所等への応援金及び支援金の支給について」

〔新規指定、再開した事業所等及び振込先口座を変更する事業所等が提出する書類〕

- 福山市介護サービス事業所等応援金支給申請書
- 通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義（カナ）が載っている部分）
※応援金の支給を受ける口座は、事業所・施設等で管理運用しているものを使用してください。

〔支給を辞退する事業所等が提出する書類〕

- 福山市介護サービス事業所等応援金受給辞退届出書

6 応援金の支給時期について

- 2026年（令和8年）2月下旬の予定です。

※支給決定通知を2月中旬に郵送する予定ですので、内容を御確認ください。

7 申請・支給までの流れ

（1）前回の応援金において支給を辞退した事業所等、前回の基準日以降に新規指定又は再開した事業所等、（2）前回振り込まれた振込先口座を変更する事業所等の場合

